

インターネット上の海賊版に対する
総合的な対策メニュー及び工程表について

2021年4月9日

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省

主な更新のポイント

2019年10月に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」について、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など、各取組の進捗を踏まえ、必要な更新を行い、実効性のある取組を強化する。今回の更新の主なポイントは以下のとおり。

国際連携・国際執行の強化

国際連携・国際執行として、以下の取組を追加する。

- 二国間協議や各種国際会議等の場(ICANN等を含む。)を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を実施。
- 海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査を実施。

リーチサイト対策・侵害コンテンツのダウンロード違法化

リーチサイト対策及び侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法が成立・施行されたことに伴い、それぞれ以下の取組を行う。

- リーチサイト対策として、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める。
- 侵害コンテンツのダウンロード違法化について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う。

アクセス警告方式

セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進する。

発信者の特定の強化

発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める。

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。

第1段階

著作権教育・意識啓発

・官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】

正規版の流通促進

・海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図る【経済産業省】

海賊版サイト対策の中心となる組織の設置

・個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】

国際連携・国際執行の強化

・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】
 ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】
 ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する【経済産業省】

検索サイト対策

・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図る【経済産業省】

フィルタリング

・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】
 ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る【経済産業省】

リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化

・リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める【文部科学省・警察庁】
 ・侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う【文部科学省・総務省】

第2段階

アクセス警告方式

・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進する【総務省】

発信者の特定の強化

・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】

第3段階

ブロッキング

・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】

できることを着実に実施

導入・法整備に向けて準備

他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(1) 著作権教育・意識啓発①

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施すること①。</p> <p>・子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催する中で、違法コピーの問題等、著作権関連の啓発を実施。（特に、2020年2月から5月まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として重点的に実施。）</p> <p>・都道府県職員、教職員、図書館等職員向けの著作権講習会を開催しているほか、共催を希望する自治体において広く国民を対象とした著作権セミナーを開催。</p> <p>・平成30年及び平成31年に海賊版に関する普及啓発ポスターを作成し、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等専門学校に配布。</p> <p>・平成31年1月より従来実施してきた普及啓発施策を検証するための調査研究の結果を踏まえ、文化庁ウェブサイトにおいて、著作権教育教材を一元的に参照できるページを作成するなど、効果的な普及啓発を実施。</p>	<p>・出版業界とも連携しつつ、引き続き、著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進。</p> <p>・対象者別の著作権講習会や、広く国民を対象とした著作権セミナーをオンライン配信を含め、全国各地で15回開催。</p> <p>・一般向けの著作権制度の体系的な学習テキストや学校向けの著作権に係る指導事例集等の教材を作成・周知することで、著作権教育を促進。</p> <p>・「ハローキティ」を著作権広報大使として任命し、これを活用した普及啓発の動画を作成。</p> <p>・インターネット上の海賊版対策のための法改正に係る普及啓発については（8）に記載のとおり。</p>	<p>・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>		<p>【総務省】</p> <p>【文部科学省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(1) 著作権教育・意識啓発②

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施すること②。</p> <div data-bbox="22 395 712 742" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・出版広報センターが、マンガの人気キャラクターを用いた「STOP! 海賊版」キャンペーンにおける周知・啓発活動を実施。YouTubeに動画をアップ（7月）。 ・一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が、日中韓の著名キャラクターを用いたポスター及び動画による周知・啓発を実施。 </div>	<div data-bbox="741 403 1131 750" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発漫画16作品を6/12より毎週4作品ずつCODAのHPで公開。 ・普及啓発漫画の英語翻訳版及び中国語翻訳版をCODAのHPで公開し、海外の権利者団体もSNS等で発信。 </div>	<div data-bbox="1164 395 2007 742" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。 </div>		<p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(2) 正規版の流通促進

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海外市場の獲得も視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図ること。</p> <p>・出版広報センターが、電子取次事業者や電子書店の協力を得て、正規版の配信サイト等に掲示されるABJマーク（ABJは”Authorized Books of Japan”の略）の運用により、ホワイトリストを作成・公表（平成30年11月～）。599サービス、141事業者が登録（令和元年6月27日時点）。</p> <p>・マンガ・アニメ海賊版対策協議会内に、中小出版事業者を含むマンガ・アニメ事業者の事業連携等の協議・連絡を行うWGを設置。</p>	<p>・マンガ・アニメ海賊版対策協議会にて引き続き海賊版対策について検討。</p> <p>・映像総合国際見本市（TIFFCOM）について、開催規模を拡充しコンテンツの海外展開を促進。</p>	<p>・状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>		<p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(3) インターネット上の海賊版対策の中心となる組織の設置

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○個々のインターネット上の海賊版の特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図ること。</p> <p>・通信事業者の協力が必要な対策を実施する場合の前提として、権利者側と通信事業者側の協力関係を築くために必要となる相互の信頼関係の醸成のための両者の対話への働きかけを実施した。2018年12月以降、権利者と通信事業者等で構成する「海賊版対策実務者意見交換会」において、継続的に海賊版対策に関する協議を実施。</p> <p>・CODAと広告関連3団体（公益社団法人日本アドタイザーズ協会（JAA）、一般社団法人日本広告業協会（JAAA）、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA））が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議（平成30年7月～）を実施。</p> <p>・海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議を設置。</p>	<p>以下の民間の取組の実現に当たって、総務省は側面的な支援を実施。</p> <p>①2020年7月に、海賊版対策活動を恒常的に行う組織として、「一般社団法人ABJ」が設立。出版社、著者団体、電子書店、電子取次、通信・IT事業者など66社（11月2日現在／賛助団体含む）が参加。「ABJマーク」付与活動、海賊版サイトリストの作成と活用、海賊版に関する啓発活動を推進予定。</p> <p>②「海賊版対策実務者意見交換会」における成果の一つとして、2020年11月に、一般社団法人ABJ及び一般社団法人セーフアーインターネット協会（SIA）が、海賊版サイト対策における連携を発表。海賊版サイト情報をセキュリティ事業者やフィルタリング事業者等に提供し、海賊版サイトへのアクセスを抑制する取組を開始。</p> <p>・引き続きCODAと広告関連3団体の合同会議を通じて、定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。</p>	<p>・海賊版対策実務者意見交換会、一般社団法人ABJ、一般社団法人セーフアーインターネット協会（SIA）等による活動を通じて、権利者側と通信事業者側が相互の信頼関係に基づいた協力関係を構築し、両者の対話と相互理解の下で、両者が協同して具体的な取組が実施されるよう、引き続き必要な支援を行う。</p> <p>・同会議を通じて引き続き海賊版サイトリストの共有等を実施。</p>	<p>・状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>	<p>【総務省】</p> <p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(4) 国際連携・国際執行の強化①

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図ること。</p> <p>・警察では、外交ルート等を通じた国際捜査共助の枠組みを活用し、国外の捜査機関に対して協力を要請して、海賊版事犯を含む著作権侵害事犯の検挙に努めている。特に、互いの交流が活発である国や地域との間では、国際捜査共助の迅速化・効率化並びに一層確実な実施を図るため、個別に刑事共助条約（協定）を締結している（これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結）。</p> <p>・我が国は、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結するとともに、サイバー犯罪に関する条約、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）等の刑事共助を規定する多国間条約を締結し、多数の国・地域との間で円滑な国際捜査共助体制を構築している。</p> <p>・CODAを通じて、 ①侵害地国における最新情報の継続的な把握 ②各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。 ③権利者と協議のうえ、違法販売業者等に対する共同執行の実施。</p>	<p>・国境を越えて行われる海賊版事犯に対し、引き続き、国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進していく。</p> <p>・ベトナムとの間で刑事共助条約の新規締結に向けた交渉が行われており、引き続き合意に向けた努力を続ける。 ・同条約が発効した場合には、同条約を活用するとともに、既存の国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進していく。</p> <p>・十分な予算を確保の上、引き続き共同執行を実施。</p>	<p>・状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>		<p>【警察庁】 【外務省】</p> <p>【法務省】 【外務省】</p> <p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(4) 国際連携・国際執行の強化②

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う。</p> <div data-bbox="22 435 712 879" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国との二国間での海賊版対策強化に向けた働きかけ ・ 海賊版相談窓口の設置等 </div> <div data-bbox="22 887 712 1129" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組み等を通じた知的財産保護の取組の推進 </div> <div data-bbox="22 1137 712 1552" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化（ICANNとの契約に基づくドメイン名の凍結等）に関し、ICANN等の場で議論を提起し、推進 ・ サーバ設置国の通信所管省庁等に対する働きかけ等 </div>	<div data-bbox="734 443 1144 683" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国等との定期的な協議や侵害発生国の政府職員等へのセミナーの実施、海賊版取締強化の協力要請等。 </div> <div data-bbox="734 699 1144 879" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き知財担当官の任命等 ・ 状況を踏まえ、適宜在外公館を通じた働きかけを実施 </div> <div data-bbox="734 887 1144 1129" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な枠組みにおいて知的財産保護や民事措置・刑事措置等を規定する等の取組を引き続き実施。 </div> <div data-bbox="734 1137 1144 1552" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年3月開催のICANN会合において、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化に係る働きかけを実施。 ・ 2021年3月、在外公館による働きかけの際に、発信者情報開示制度に関連して資料提供の協力を実施。 </div>	<div data-bbox="1171 443 1585 683" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 </div> <div data-bbox="1171 887 1585 1129" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 </div> <div data-bbox="1171 1137 1585 1552" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場（ICANN等）において議論を推進 ・ 国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施 </div>		<p>【内閣府】 【外務省】 【文部科学省】 【経済産業省】</p> <p>【外務省】 【文部科学省】</p> <p>【総務省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(4) 国際連携・国際執行の強化③

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海外において侵害行為を行っている海賊版サイトに対して、発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力しデジタルフォレンジック調査の実施等を推進</p> <p>・民間事業者と連携したデジタルフォレンジック調査の推進等</p>	<p>・デジタルフォレンジック調査を試行し、発信者情報や設置サーバ等の情報確保の可能性を検討。 ・当該情報を基に執行手続の可能性を検討。</p>	<p>・海外において侵害行為を行っている海賊版サイトに対してデジタルフォレンジック調査を実施。 ・当該情報を基に執行当局へ依頼。</p>	<p>・状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>	<p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(5) 検索サイト対策

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進すること。</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者間の協議の場が設置され、悪質な海賊版サイトに係るトップページやカテゴリページを効果的に検索結果から削除する仕組みを新たに構築するなど、円滑に取組が進んでいる。 ・ 他方、個人のブログやSNSなどを通じた侵害コンテンツへのアクセスが課題となっていることから、現在の協議の場を有効に活用しつつ、当事者間において更なる取組を進めるよう要請。 </div>	<div style="border: 2px solid lightblue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者間での取組の状況を注視。 </div>	<div style="border: 2px solid lightblue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、当事者間の取組の状況を注視しつつ、必要な取組を実施。 </div>		<p>【文部科学省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(6) 広告出稿の抑制

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた著作権侵害サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議を実施。広告関連3団体が、CODAが提供する海賊版サイトリストを会員各社に定期的に共有。 ・ JIAAが、広告配信プラットフォーム事業者が適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインを策定・公表。 ・ 海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続きCODAと広告関連3団体の合同会議を通じて、定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。 ・ 海賊版サイトリストを世界知的所有権機関（WIPO）へ共有し、WIPOアラートとして海外の広告主・広告事業者に対する情報提供を行う仕組みを構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を踏まえ、必要な取組を検討。 	<p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(7)フィルタリング①

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月）に先立ち、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに関して強化された義務の履行の徹底を要請（2018年1月）するとともに、店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。 保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施。 さらに、利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現を推進するため、総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、携帯キャリアにおいて、フィルタリングサービスの名称・フィルタリングアプリアイコンを統一したほか（2017年3月）、小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに「高校生プラスモード」を導入（2017年3月）。 安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」において、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について先行的に検討を行い、当該検討を踏まえ、SNSアプリの特徴や利用上の注意点等を発信。 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」において、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリング利用促進のための方策や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上等の方策等について検討。2019年8月にとりまとめた「課題及び対策」を踏まえた関係事業者等の取組を推進。 大手4社*1のフィルタリング加入率は68%（2020年12月時点）まで向上（2019年9月時点の大手3社*2の加入率は57%）。 フィルタリングについて解説した「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を作成・公表し、全国の教育の現場等へ周知。 青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表し、携帯事業者の全国の販売店の店頭等において周知。 新たなウェブサイトを開設し、フィルタリングに関する内容を特集ページで掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を含め、フィルタリングの利用促進のための方策を推進。 		<p>【総務省】</p>

*1 NTTドコモ・KDDI・SoftBank・楽天モバイル

*2 NTTドコモ・KDDI・SoftBank

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(7)フィルタリング②

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトにはセキュリティ上問題があるサイトも存在するため、セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図ること。</p> <div data-bbox="22 454 712 989" style="border: 2px solid orange; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ CODAから個々のセキュリティソフトウェア会社に海賊版サイトリストの提供を実施。 ・ CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための枠組みを検討中。 ・ CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための連携枠組みを構築。 </div>	<div data-bbox="734 454 1144 989" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携に基づきCODAからJNSA等への海賊版サイトリストの定期的な提供やセキュリティサービスへの活用検討の働きかけ。 </div>	<div data-bbox="1169 454 1579 989" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を踏まえ、必要な取組を検討。 </div>		<p>【経済産業省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(8)リーチサイト対策・侵害コンテンツのダウンロード違法化①

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める。</p> <p>・第201回国会に、リーチサイト対策を含む著作権法改正案を提出。</p>	<p>・リーチサイト対策に係る改正著作権法が成立・施行(2020年10月1日)</p> <p>・本改正の趣旨・内容について普及啓発を実施。</p> <p>・関係団体において、リーチサイト・リーチアプリの根絶に向けたキャンペーンや、法的措置に向けた対応を実施。</p> <p>・権利者と連携するなどして端緒情報を収集し、悪質なサイトに対する取締りを推進。</p>	<p>・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p> <p>引き続き取組を実施。</p>		<p>【文部科学省】</p> <p>【警察庁】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(8)リーチサイト対策・侵害コンテンツのダウンロード違法化②

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途とした効果検証を行う。</p> <div data-bbox="47 437 707 911" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 第201回国会に、侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む著作権法改正案を提出。「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立する観点から、スクリーンショットに伴う写り込みや、軽微なダウンロードなどが違法とならないよう措置。 </div> <div data-bbox="47 930 707 1548" style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月1日施行の「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年6月12日公布)により、違法にアップロードされた著作物(漫画・書籍等)のダウンロードが違法化されることを踏まえ、総務省は「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」を取りまとめ、その中でユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動を実施することとした。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る改正著作権法が成立・施行(2021年1月1日)。 リーフレットやQ & A、著作権広報大使である「ハローキティ」を活用した啓発動画の作成、政府広報の枠組みを利用した新聞広告・バナー広告などを通じて、重点的に普及啓発等を実施。 「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正の内容のアップデートを実施。 著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集(2021年版)」を作成・公表し、全国の教育の現場等へ周知。 青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表し、携帯事業者の全国の販売店の店頭等において周知。 新たなウェブサイトを開設し、著作権法改正を含む海賊版対策に関する内容を特集ページで掲載。 	<div data-bbox="1162 437 2022 911" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施するとともに、施行後1年を目途とした効果検証を行う。 </div> <div data-bbox="1162 930 2022 1548" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 </div>		<p>【文部科学省】 【総務省】</p> <p>【総務省】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(9) アクセス警告方式

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進する。</p> <p>・セキュリティ事業者等との実務者検討会等を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行った。</p>	<p>・改正著作権法施行を踏まえ、2020年11月及び2021年1月に、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザアンケートを実施。その結果を踏まえ、セキュリティ事業者及び携帯電話事業者に対して、アクセス抑止機能の導入について働きかけを実施。</p> <p>・2021年3月時点で、携帯電話事業者2社及びセキュリティ事業者1社において、(一社)ABJのリスト等をもとに、海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入</p>	<p>・引き続き、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行うとともに、その効果検証やその他必要な取組について継続的に検討する。</p>		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(10) 発信者の特定強化

これまでの進捗・効果	2020年度の実施状況	2021年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める</p> <p>・発信者情報開示制度の見直しについて、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」において検討を行い、2020年12月に最終とりまとめを公表した。</p>	<p>・発信者情報開示の在り方に関する研究会の最終とりまとめに基づき、法案（非訟手続を導入することで一体的な裁判手続の中で迅速に発信者を特定することが可能となるほか、開示請求を行うことができる範囲の見直しの実施を内容とするもの）を提出。</p>	<p>・状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>		<p>【総務省】</p>